

厚生・産業常任委員会  
平成24年(2012年)12月21日  
健康福祉部健康長寿課

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:健康長寿課)

1	施設名	滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)		
2	施設の概要	敷地面積 2,080.21㎡ 延床面積 1,493.42㎡ 施設構造 RC造 2階建		
	施設内容	高齢者や身体障害者に適合した福祉用具の普及を目的としており、施設内に①展示室(約600点を展示)、②相談室(福祉用具・補装具に関する全般に対応)、③研修室(市町職員、介護事業従事者向け専門研修、一般利用者向け研修)、④工作室(福祉用具の改造・製作サービスを提供)の各室を備える。		
3	募集方法	公募		
	募集要項配布期間	平成24年10月5日 ~ 平成24年10月31日		
	申請受付期間	平成24年10月5日 ~ 平成24年10月31日		
	募集概要	指定期間	平成25年4月1日 ~ 平成30年3月31日(5年間)	
		管理業務内容	福祉用具の展示および普及 福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導 施設および設備の維持管理に関する業務 その他センターの設置目的を達成するために必要な業務	
	管理料参考額	271,850,000円(消費税および地方消費税を含む。)		
4	応募状況	申請者		グループ申請の場合の構成
		所在地	名称	
		滋賀県草津市笠山 七丁目8番138号	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	—
		東京都渋谷区本町 1-4-14	アースサポート 株式会社	—
		合計2者		
5	審査方式	健康福祉部健康長寿課指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者を選定した。		
	審査の概要および結果	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	植松潤治(滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) 小倉一訓(小倉会計事務所 税理士) *小林治一良(滋賀県健康福祉部次長) 堀井とよみ(京都光華女子大学健康科学部看護学科 教授) 前野奨(特定非営利活動法人滋賀県脊髄損傷者協会)	
		審査基準	別紙 参照	
		審査経過	第1回健康福祉部健康長寿課指定管理者選定委員会(平成24年8月21日)	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の選出について（互選により委員長選出）</li> <li>・指定管理者募集要項の作成について</li> <li>・審査基準の策定について</li> </ul> <p>第2回健康福祉部健康長寿課指定管理者選定委員会（平成24年11月5日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準等の確認について</li> <li>・応募者からのプレゼンテーションおよび質疑応答</li> <li>・選定委員による意見交換</li> <li>・候補者の決定</li> </ul>																	
審査結果	指定管理者の候補者 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会																	
	<p>評価結果および選定理由</p> <p>○審査基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価結果</th> <th>審査基準Ⅰ</th> <th>審査基準Ⅱ</th> <th>審査基準Ⅲ</th> <th>審査基準Ⅳ</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6.8/10</td> <td>40.2/60</td> <td>9.6/15</td> <td>9.8/15</td> <td>66.4/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値（100点満点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>271,719,000円</td> </tr> <tr> <td>アースサポート 株式会社</td> <td>250,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>審査基準Ⅰについては、県民の公平な利用が確保できる運営計画である点が評価された。</p> <p>審査基準Ⅱについては、施設の設置目的を踏まえた県関係機関との連携による総合的相談窓口設置や福祉用具の改造・製作期間の短縮などサービスの質の向上に関する提案、利用者増加策など管理目標達成のための具体的な提案が評価された。</p> <p>審査基準Ⅲについては、指定管理料の提示額は候補者が271,719千円、アースサポート株式会社が250,000千円でありいずれも参考額の範囲であったが、候補者は、安定収入を得るための具体的な提案が評価された。</p> <p>審査基準Ⅳについては、施設の設置目的を達成するための専門的な職員の確保および配置が確実であり、安定的な運営が見込める点が評価された。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	評価結果	審査基準Ⅰ	審査基準Ⅱ	審査基準Ⅲ	審査基準Ⅳ	合計		6.8/10	40.2/60	9.6/15	9.8/15	66.4/100	申請者	提示額	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	271,719,000円	アースサポート 株式会社
評価結果	審査基準Ⅰ	審査基準Ⅱ	審査基準Ⅲ	審査基準Ⅳ	合計													
	6.8/10	40.2/60	9.6/15	9.8/15	66.4/100													
申請者	提示額																	
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	271,719,000円																	
アースサポート 株式会社	250,000,000円																	

滋賀県福祉用具センター指定管理審査基準

審査基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点
I 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。(1号)	公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ②使用許可手続の公平性が確保されているか。 ③利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか。	事業計画書 ○運営方針 ○運営計画	10
	II 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(2号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	①施設の設置目的を理解しているか。 ②県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ③事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。	事業計画書 ○運営方針 ○運営計画 ○実施体制表 収支計画書
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	①利用拡大の取組内容は適切か。 ②地域・関係機関・ボランティア等との連携が図られているか。 ③対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。		10
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か。 ②募集要項に示した内容への提案は適切か。 ③全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ④県民ニーズの把握やその対応策は適切か。 ⑤利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ⑥自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 ⑦実施事業について、施設の特色を活かした質の高いサービスを提供し、平成25年度から円滑に実施可能であるか。		15
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①求められている実施水準が、実施計画書で提案されているか。 ②施設管理、安全管理は適切か。 ③維持管理は効率的に計画されているか。		5
	施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか。	①事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ②事業実施にあたり、相当の知識及び経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して、専門的技術を確保できているか。		20

<p>Ⅲ 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減の図られるものであること。(3号)</p>	<p>施設の管理運営に係る経費の内容</p>	<p>①県が示した管理料の参考額の範囲であるか。 ②具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ③管理運営経費の削減に取り組む提案となっているか。 ④具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。</p>	<p>事業計画書 収支計画書</p>	<p>15</p>
<p>Ⅳ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。(第4号)</p>	<p>収支計画の内容、適格性及び実現の可能性</p>	<p>①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。</p>	<p>事業計画書 収支計画書</p>	<p>15</p>
	<p>安定的な運営が可能となる人的能力</p>	<p>①職員体制は十分か。 ②職員採用、確保の方策は適切か。 ③職員の指導育成、研修体制は十分か。</p>	<p>団体概要書 定款 登記事項証明書</p>	
	<p>安定的な運営が可能となる経理的基盤</p>	<p>①法人の財務状況は健全か。</p>	<p>財務諸表等</p>	
	<p>その他適切な管理を行うための能力</p>	<p>①個人情報の保護が図られているか。 ②情報公開への対応は適切か。 ③環境への配慮がなされているか。 ④組織としての目標設定を行っているか。 ⑤防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。</p>		
			<p>合計</p>	<p>100</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:健康長寿課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平24年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具に関する業務に限る。)	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	公募	5	271,719	270,219	54,044	57,234	△ 3,190	<p>管理者のこれまでの実績を生かした主体的な取り組みにより、福祉用具に関する相談、研修等のための利用者数の増加、サービスの質の向上が図れる。</p> <p>また、各機関との連携により、県リハビリテーション提供体制全般の向上が期待できる。</p>	<p>施設の特徴を活かした実践的な研修の実施、蓄積したノウハウによる用具改造サービス提供により、利用者の増加および収入の確保が期待できる。</p> <p>また、関係機関との協働による総合的な相談窓口の設置などにより業務の効率化が期待できる。</p>	

## 団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県社会福祉福祉協議会	
代表者職・氏名	会長 嶋川 尚	
団体の所在地	草津市笠山七丁目8番138号	
設立年月日	昭和27年5月26日	
資本金	基本財産3,000千円（平成24年4月1日現在）	
従業者数	平成24年10月15日現在	66人
主たる業務内容	<p>本会は、滋賀県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として次の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉を目的とする事業の企画および実施</li> <li>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成</li> <li>4 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業</li> <li>5 1から3までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>6 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成および研修</li> <li>7 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導および助言</li> <li>8 市町社会福祉協議会の相互の連絡および事業の調整</li> <li>9 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>10 共同募金事業への協力</li> <li>11 滋賀県福祉人材センターの業務の実施</li> <li>12 権利擁護事業</li> <li>13 高齢者無料職業紹介事業</li> <li>14 生活福祉資金貸付事業</li> <li>15 高齢者の生きがいつくり、健康づくりの推進ならびに指導者等の育成に関する事業</li> <li>16 滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業</li> <li>17 滋賀県福祉用具センターの指定管理事業</li> <li>18 その他本会の目的達成のため必要な事業</li> </ol>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業 滋賀県福祉用具センターの指定管理事業	
特記事項		